

(仮称)静岡市自治基本条例素案要綱 (タウンミーティング用)

H16.5.31自治基本条例等検討懇話会作成

静岡市は、北に雄大な山々が連なる南アルプスを抱き、南は穏やかな駿河湾に臨み、東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有しているとともに、今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。

このまちには、先人たちが人と人との相互のつながりを大切にしながら育んだ「ほのぼのとした心豊かなまち」という、大都市にはない風土が大きな特長として備わっており、また、大切な財産として受け継がれています。

私たちは、このまちを大変誇りに思い、また、心から愛しています。そして私たちは、この豊かな風土と高度な都市機能を融合させることによって、より一層、豊かで快適に暮らせる生活環境と、安全で安心して活動できる地域社会を築きあげ、将来を担う子どもたちへ引き継がなければなりません。

そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任のもと自ら行動して、この地域の個性や財産を活かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを自覚し、自立した市民として、私たち自身で、又は、私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこのまちを共に成長させながら、将来の市民が世界に誇れる「自立した静岡市」を創造することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範たる条例を制定します。

総 則

1 この条例の目的

この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念と市政運営の基本原則を定めることと、市民の権利と義務、市議会と市の執行機関の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。

2 用語の意味

この条例で使う用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市 民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内で事業を行い、若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) まちづくり 豊かで快適に暮らせる生活環境と、安全で安心して活動できる地域社会を創るために行うすべての公共的な活動をいいます。
- (3) 協 働 市民と市議会と市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき役割と責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、

協力し合い、補完し合うことをいいます。

3 この条例の位置付け

- (1) 市民と市は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければなりません。
- (2) 市は、他の条例や規則などの制定改廃や、まちづくりに関する計画の策定又は改正に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければなりません。

まちづくりの基本理念

4 市民主体のまちづくり

- (1) まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、現在と未来に責任を持てるまちづくりを行います。
- (2) 市民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めます。

5 人と人との連携

- (1) 市民と市は、人と人との相互のつながりを大切にすることが、まちづくりにとって重要であることを認識して、まちづくりを行います。
- (2) 市民と市は、まちづくりの情報を社会に広く発信するとともに、広範な人々の知恵や意見などを積極的に取り入れ、よりよいまちづくりを行います。

6 情報の共有

市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが保有するまちづくりに関する情報を共有します。

7 人づくり

市民と市は、市民主体のまちづくりを推進するため、自立した市民を育む環境を積極的に整備します。

市民の権利と義務

8 まちづくりに関する権利と義務

- (1) 市民は、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利があります。
- (2) まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢、社会的身体的状況などにかかわらず、お互いが平等であることを認識し、お互いの人権を尊重しなければなりません。
- (3) まちづくりに参画する市民は、公共の利益に配慮し、総合的な視点に立って、発言したり行動しなければなりません。
- (4) 市民は、まちづくりに要する負担を分任しなければなりません。

9 知る権利

市民は、市政に関する情報の提供を受けたり、自ら請求する権利があります。

10 市政への参画

- (1) 市民は、市政に関する施策の立案、実施、評価の各段階において参画することができます。
- (2) 市民は、市政への参画に当たっては、市民全体の福祉の増進を考慮して、発言したり行動しなければなりません。

市政運営の基本原則

11 市民と協働して行う市政運営

市は、市政に関する施策の立案、実施、評価の各段階において市民の参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければなりません。

12 情報の提供及び会議の公開

- (1) 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供しなければなりません。
- (2) 市は、市政に関する審議会などの会議を、積極的に公開しなければなりません。

13 個人情報の保護

市は、保有する個人情報を厳正かつ適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を不当に害することのないように保護しなければなりません。

14 各行政分野の基本方針などを定める条例の制定

市は、この条例の目的及び理念に基づき、各行政分野の基本方針などを定める条例の制定に努めなければなりません。

15 総合計画の策定

- (1) 市は、この条例の目的及び理念に基づき、まちづくりを具体化するため、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する総合計画を策定しなければなりません。
- (2) 総合計画は、社会経済状況の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えなければなりません。
- (3) 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定しなければなりません。

16 国や他の地方公共団体との関係

- (1) 市は、まちづくりに関する国及び静岡県の政策や施策に対して、積極的に意見や要望を述べるよう努めなければなりません。
- (2) 市は、まちづくりを推進するため、国や他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

市議会の役割と責務

17 市議会の役割と責務

市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関であるので、その責任を認識したうえで、その機能を十分果たすよう運営されなければなりません。

18 市議会議員の職責

市議会議員は、市議会の役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

市の執行機関の役割と責務

19 市長の役割と責務

- (1) 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。
- (2) 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の信託にこたえなければなりません。
- (3) 市長は、まちづくりに必要な財源の確保を図るとともに、計画的かつ効率的な行財政運営を行わなければなりません。

20 職員の責務

- (1) 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- (2) 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分発揮するとともに、法令等を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければなりません。
- (3) 職員は、市民自治によるまちづくりの推進に必要な能力の向上に絶えず努めなければなりません。

21 市民意見の聴取

市の執行機関は、まちづくりに関する政策や施策の決定、条例の制定改廃及び計画の策定又は改定に当たっては、原則として、市民から意見を聴かなければなりません。

22 市民からの提案

市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案を、その施策に反映させるよう努めなければなりません。

23 説明応答責任

- (1) 市の執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

- (2) 市の執行機関は、市民からの意見、質問、要望などに対して、速やかに、かつ、誠実にこたえるよう努めなければなりません。

24 行政評価

市の執行機関は、実施する政策、施策及び事務事業の成果や達成度などを明らかにするため行政評価を実施し、その結果を公表しなければなりません。

住民投票

25 住民投票

- (1) 市長は、市政の重要な事項について、次に該当する場合は、広く住民の総意を把握するため、住民投票を実施することができます。
- 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
- 市議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
- 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。
- (2) 上記の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

まちづくり推進審議会

26 まちづくり推進審議会の設置

- (1) 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、静岡市まちづくり推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置きます。
- (2) 推進審議会は、次の事項を審議し、その結果を市長に報告し、又は意見や要望を進言します。
- この条例に沿ったまちづくりの実施状況に関すること。
- この条例の適切な運用状況に関すること。
- その他、まちづくりの推進に関すること。
- (3) 市長は、この条例の改正に当たっては、推進審議会に諮問しなければなりません。
- (4) 市長は、推進審議会の意見などを最大限尊重し、まちづくりの推進に活かさなければなりません。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。